

大分県豚流行性下痢 防疫マニュアル



平成26年11月27日 策定

大分県農林水産部畜産振興課

<目次>

1. 目的.....	3
2. 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	3
(1) 県・市町村の取組	3
(2) 家畜の所有者・関係者の取組	3
3. 本病を疑う家畜（所見）発見時の対応	4
(1) 家畜の所有者等の対応	4
(2) 家畜保健衛生所の対応	5
4. 防疫措置.....	5
(1) 農場への侵入防止対策	5
① 農場における対策	6
② 農場訪問者における対策（獣医師、飼料運送業者、死亡獣畜取扱業者、運送業者、建設業者等）	6
(2) 発生農場内の感染拡大防止及び子豚の損耗軽減対策.....	7
① 飼養衛生管理	7
② 子豚の損耗軽減対策.....	7
(3) 農場間の伝播防止対策	8
① 農場における対策	8
② 畜産関係施設における対策（と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場での対応）	8
③ 農場訪問者における対策（農場訪問時の対応）	9
④ 地域における対策	9
⑤ 精液の取扱い	10
(4) 発生農場からの出荷時の留意事項	11
① と畜場へのお荷の場合	11
② 繁殖農場から肥育農場又は一貫農場へのお荷の場合.....	11
③ 繁殖農場から子豚市場へのお荷の場合	11
④ 種豚、繁殖候補豚のお荷の場合.....	12
(5) 非発生農場への復帰の考え方	12
5. 発生農場情報の共有	12
(1) 発生農場情報の提供の基本方針.....	12
(2) 県による情報の提供.....	12
(3) 発生農場による情報の提供	13
(4) 提供された情報の取扱い	13
6. 特別防疫対策地域の指定.....	14
(1) 特別防疫対策地域	14
(2) 地域の指定	14
(3) 地域内で実施する防疫措置	14
(4) 地域指定の解除.....	15

7. ワクチン～子豚損耗防止のためのワクチネーション～	15
(1) ワクチンの特徴.....	15
(2) 家畜の所有者・畜産関係者による対策	15
① 用法・用量に従った使用	15
② 繁殖母豚の健康管理.....	15
③ 衛生的な飼養環境	15
④ ワクチンの継続的使用	16
(3) ワクチン製造販売業者・獣医師・ワクチン販売業者の役割.....	16
8. 馴致.....	16
様式第1号	18
様式第2-1号	19
様式第2-2号	20
様式第3号	21
様式第4号	22
様式第5号	23
様式第6-1号	24
様式第6-2号	25
様式第6-3号	26
様式第7号	27
様式第8号	28

1. 目的

豚流行性下痢（以下、「本病」という。）は、平成25年10月に我が国で7年振りに発生が確認された後、全国的に感染が拡大し、本病の発生予防及びまん延防止対策が重要な課題となっている。

本病の防疫対策は、日頃からの飼養衛生管理基準の遵守による侵入防止や哺乳豚の損耗を低減させるワクチンの適正使用等が基本であるが、防疫効果を得るためには、地域、農場、関係施設それぞれの段階で複層的な対策を実施する必要がある。

そこで、本マニュアルでは、有効と考えられる防疫対策等を具体的に示し、県及び市町村並びに関係機関、家畜の所有者等、養豚に関わる全ての者が連携して本病の侵入及びまん延防止に取り組むことにより、被害を最小化することを目的とする。

なお、本病の防疫対策については、本マニュアルのほか、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）及び「豚流行性下痢(PED)防疫マニュアル」（平成26年10月24日 農林水産省消費・安全局長公表、以下「国マニュアル」という。）に基づき実施する。

2. 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

(1) 県・市町村の取組

県は、家畜の所有者の防疫に対する意識を高めるために、家畜の所有者に対し、本病に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて法第12条の3に定める飼養衛生管理基準の遵守の指導を行う。

県は、後述の3(1)に示す症状について家畜の所有者に周知し、該当する症状が見られる場合は、迅速に獣医師又は管轄する家畜保健衛生所に通報するよう指導する。また市町村、自衛防疫団体等の関係機関との連絡窓口の明確化、本病に関する情報共有等を行い、連携体制を整備する。

市町村は、県の取組に協力する。

(2) 家畜の所有者・関係者の取組

家畜の所有者は、飼養衛生管理基準を確実に遵守し、本病の発生予防に努める。

家畜の所有者は、飼養衛生管理基準に基づき毎日の家畜の観察を徹底し、下痢を主徴とする本病を疑う症状を呈している家畜の早期発見に努める。

家畜の所有者は、家畜保健衛生所からの立入検査、検査材料の採材、疫学調査等について、要請があった場合は、円滑に行われるようにする。

家畜の所有者は、死亡獣畜取扱い業者が死亡豚を回収するまでの間、可能な限り、当該死亡豚を農場外に設置された、野生動物等と接触することのない専用の保管容器等に保管し、野生動物などによる病原体の拡散防止に努める。

家畜の所有者は、自衛防疫団体等の関係機関と本病に関する情報共有を行い、当該関係機関と協力して自衛防疫の取組を推進する。

畜産関係施設（と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場）の関係者は、その施設を介して本病の感染が拡大する可能性を踏まえ、家畜の所有者が行う飼養衛生管理基準に準じた取組を行う。

関係機関及び獣医師を始めとする全ての養豚関係者は、国、県、家畜の所有者及び畜産関係施設の取組に協力する。

3. 本病を疑う家畜（所見）発見時の対応

(1) 家畜の所有者等の対応

本病の主な症状は元気消失、食欲不振、嘔吐及び水様性下痢であるが、感染豚の日齢等により様々な症状を示す。このため、臨床症状のみで本病と判断することは困難であり、家畜保健衛生所等の専門機関による詳細な病性鑑定を行い、伝染性胃腸炎（TGE）、豚ロタウイルス病、大腸菌性下痢、サルモネラ症等の症状が類似する他の疾病との類症鑑別が不可欠である。

そこで、家畜の所有者は、農場内で次に示す症状のいずれかの場合に該当する家畜（所見）を発見した場合には、直ちに獣医師又は管轄の家畜保健衛生所に通報し、指導を受ける。ただし、症状の原因が伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合はこの限りではない。なお、家畜保健衛生所への通報が遅れ、感染が拡大した場合は、法第12条の3（飼養衛生管理基準）などに違反し、同法に基づく指導の対象となる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 複数（周辺農場で本病が発生している場合には1頭）の繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、半数以上が水様性下痢、嘔吐又は死亡を呈した場合② 同一繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、1頭以上が水様性下痢若しくは嘔吐を呈し又は死亡し、半日以内に同一腹の哺乳豚又は他の繁殖母豚が分娩した哺乳豚に同一症状が拡大した場合③ 同一飼養区画内で複数の繁殖豚又は肥育豚（離乳豚も含む）が、食欲不振、下痢（軟便から水様性）又は嘔吐を呈した場合 |
|--|

家畜の所有者は、上記のいずれかの症状を確認した場合には、発症豚の出荷・移動を行わないようにするとともに、獣医師又は家畜保健衛生所の指導に従い、発症豚群と他の豚群とを可能な限り隔離し、それぞれの豚群の作業者を専従とし又は作業順を調整すること、資機材を共用せず又は洗浄・消毒して使用すること等、本病を想定した暫定的な防疫措置を講じる。

また、上記のいずれの症状にも該当しない場合であっても、通常と異なる下痢、嘔吐、食欲不振、死亡等の症状が確認された場合には、家畜の所有者は、獣医師又は家畜保健衛生所へ迅速に通報する。

家畜の所有者は、病性鑑定の結果、本病と診断された場合は、発症豚群の隔離を継続し、後述の4に示す防疫措置を講じる。

獣医師は、家畜の所有者から上記の症状を呈する家畜を発見した旨の連絡を受けた場合又は上記の症状を呈する家畜を発見した場合には、家畜の所有者に対し、当該症状を呈する家畜の移動自粛の指導、診療、農場内の感染拡大防止対策の指導等を実施するとともに、本病と診断した場合又は本病が疑われる場合は、管轄の家畜保健衛生所に通報する。なお、本病が疑われる豚を診療した獣医師は、同日、他の養豚農場へ立ち入らないようにする。やむを得ず立ち入る際は、車両の消毒や衣服の交換を実施

するなど、感染拡大防止に努める。

(2) 県の対応

家畜保健衛生所は、家畜の所有者又は獣医師から、本病を疑う病性鑑定の依頼を受けた場合又は(1)に示す症状を呈する家畜を発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに本病とTGE等との類症鑑別を含む病性鑑定を実施する。

家畜保健衛生所は、当該農場に対して、(1)に示す症状を呈する家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでは、農場からの家畜の出荷及び移動を自粛するよう指導する。なお、豚コレラ等の家畜伝染病ではないと考えられる場合は当該家畜(及び同一飼養管理区域内で飼養されている家畜)の出荷及び移動の自粛とすることができる。

病性鑑定の結果、本病と診断されれば、家畜防疫員は原則として当該農場に立ち入り、以下の防疫措置を講じる。

- ① 家畜の所有者に農場内及び農場間伝播防止対策の徹底を指導する。
- ② 更なる感染拡大を防止するため、速やかに発生農場における飼養状況及び豚、人、物、車両、ふん便、堆肥等の移動に関する疫学情報を収集する。
- ③ ウイルスの侵入又は拡散しているリスクの高い関連農場、施設等を調査し、このような関連農場及び施設がある場合には、速やかに関係者に連絡し注意喚起を行う。
- ④ 関連農場及び施設が他の都道府県にある場合には、畜産振興課は農林水産省消費・安全局動物衛生課に連絡の上、当該都道府県に連絡する。連絡を受けた都道府県は上記②と同様の措置を講じる。
- ⑤ 収集した疫学情報については、適宜、畜産振興課は農林水産省消費・安全局動物衛生課に報告する。
- ⑥ 後述の4(4)に示す留意事項に基づき、出荷の取扱いについて指導する。

県は、後述の5に示す情報の取扱いに従い、市町村、自衛防疫団体等の関係機関と発生農場の所在地等の情報共有を行い、関係機関の自衛防疫の取組に協力する。

4. 防疫措置

以下の各段階における対策が円滑に実施されるよう、農林水産省の方針に基づき、家畜保健衛生所は現場での指導を行い、市町村及び自衛防疫団体等の関係機関はこれに協力する。

(1) 農場への侵入防止対策

本病は主として糞便中に排出されたウイルスが直接的又は間接的に経口感染することで伝播し、病原体の農場への侵入は、感染豚の導入、感染豚の糞便に汚染された人、車両及び物品の持ち込み等によって起こると考えられている。

このため、飼養衛生管理基準の遵守を徹底することが農場への侵入防止対策として重要であることに留意し、家畜の所有者等は以下の対策を実施する。なお、これらの侵入防止対策は、本病の発生の有無にかかわらず、他疾病も含めた病原体侵入防止対

策として、通常時から実施する。

① 農場における対策

家畜の所有者は、飼養衛生管理基準に基づき、設定された衛生管理区域内に必要なものを立ち入らせないようにするとともに、農場や畜舎の出入口での消毒、衣服の更衣、長靴の履き替え、入場者の記録の徹底等を行う。

作業者は、豚舎への入場の際、手指の洗浄・消毒を含め、身体を衛生的に保ち、衣服の更衣、長靴の履き替え等の衛生対策を確実に実施する。また、汚染の可能性のある手袋を装着した状態でドアノブ等に接触することがないように、頻繁に洗浄・消毒・交換する。

新たに豚を導入する際は、導入元農場における疾病の発生状況を確認し、可能な限り農場から離れた場所又は農場内の隔離された豚舎で2～4週間(14～28日間)の健康状態の観察を行う。隔離豚舎がない場合、可能な限り既存の豚群から分離した豚房で健康状態の観察を行う。当該豚群の作業者は専従とし、資機材も専用のもを使用する。これが困難な場合は、作業順を調整する、資機材を洗浄・消毒して使用するなど衛生上の区分管理を行う。異状が見られた場合は、既存の豚群と接触させないように管理する。

本病と類似したウイルス性状の TGE では、海外では豚舎や飼料倉庫に侵入した野鳥によって農場間伝播が起きる事例が少なからずあるとの報告があり、我が国の発生農場において捕獲された野生動物から本病のウイルス遺伝子が検出され、伝播経路として疑われる事例も報告されている。これらを踏まえ、病原体の侵入及び感染拡大を防止するため、家畜の所有者は、食品残さも含め、屋外に飼料を露出させた状態にするなど、野鳥、ネズミ等の野生動物を農場に誘引するような環境を作らないよう措置を徹底する。

今回の流行の際に実施した疫学調査の中で、食品残さ利用飼料を給与する際の加熱処理が行われていない事例が確認された。畜産物を含む食品残さの処理については、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(平成 25 年 6 月 26 日付け 25 消安第 1193 号農林水産省消費・安全局長通知)の(別添)第1に基づき、当該食品残さの原材料が既に同等の条件で処理され、その後、汚染のおそれのない工程を経て給与されていることが確認される場合を除き、70℃、30分以上又は80℃、3分以上の加熱処理をすることとされており、家畜の所有者は、食品残さ利用飼料を給与する際は、その原料の由来及び加工工程を確認するとともに、必要に応じて適切な加熱処理を行う。我が国における本病の流行において、系列農場間で感染拡大した事例が複数報告されていることから、従業員、資機材、車両等が共通している農場で発生が確認された場合、家畜の所有者は、直ちに他の同一系列農場で飼養する豚の異状の有無を確認するとともに、人、物、車両等の洗浄及び消毒の再徹底を行い、農場への本病の侵入防止策を講じる。

② 農場訪問者における対策(獣医師、飼料運送業者、死亡獣畜取扱業者、運送業者、

建設業者等)

飼養衛生管理基準に規定される農場の衛生管理区域に立ち入る獣医師、家畜商（家畜運送集荷業者）、飼料運送業者、死亡獣畜取扱業者、運送業者及び建設業者等（以下「立入業者等」という。）は、衣服の更衣、長靴の履き替えに加え、前掛け、手袋、使用資機材等の交換又は消毒を励行する。当該立入業者等が車両で農場に入場する場合、当該車両のタイヤ回り（タイヤの溝を含む）、タイヤハウス、運転席（マット、ペダル等）、車両全体、手指及び靴底の念入りな消毒を行う。郵便配達、宅配業者、電気ガス業者等、衛生管理区域に立ち入る必要がない者に対しては、農場の看板等により衛生管理区域とそれ以外の区域との境界を確認できるようにし、衛生管理区域に立ち入らせないようにする。

飼料運送業者は、飼料の運搬の際に利用するパレット及びトランスバッグについて、可能な限り農場専用とし、複数の農場で共用する場合は、洗浄・消毒を徹底する。

（２）発生農場内の感染拡大防止及び子豚の損耗軽減対策

本病は哺乳豚の死亡による被害が大きいことから、農場内では分娩舎への病原体侵入防止を図ることが重要である。仮に、本病が分娩舎で最初に確認された場合は、農場内のウイルス量を最小化し、まん延のリスクを早期に低減するため、衛生管理を区分し消毒を実施するなど、他の豚舎への拡散防止対策を徹底することが重要である。このことに留意し、家畜の所有者等は以下の対策を実施する。

① 飼養衛生管理

作業者は、豚舎への入場の際、手指の洗浄・消毒を含め、身体を衛生的に保ち、衣服の更衣、長靴の履き替え等の衛生対策を確実に実施する。また、汚染の可能性のある手袋を装着した状態でドアノブ等に接触することがないように、頻繁に洗浄消毒・交換する。

分娩舎及び発生豚舎の作業者は専従とし、資機材も専用のものを使用する。これが困難な場合は、作業の順番を調整する、資機材を洗浄・消毒して使用する、分娩舎及び発生豚舎では専用の衣類と履物を着用するなどにより、他の飼養豚と衛生上の区分管理を行う。また、分娩舎の中でも、出産を控えた繁殖母豚については、専用の衣類と履物の着用、最初に作業を行うことなどにより衛生管理作業を分ける。加えて、こまめに豚舎を洗浄及び消毒する。河川水や地下水を農場内で使用する場合は、家畜飲水用に限らず可能な限り消毒してから使用する。

作業者が食事や休憩のための共用スペースを利用する際には、入口手前で作業衣や長靴だけでなく顔や手指の洗浄・消毒を十分に行った上で作業衣等を脱ぎ、ウイルス付着の恐れがない状態で入場する。

② 子豚の損耗軽減対策

子豚の損耗被害を低減するためには、豚舎内の洗浄・消毒の徹底等により農場内のウイルス量の最小化に努めるとともに、後述の7にあるとおり、ワクチン接種が主要な手段となる。日頃からの適切な衛生管理の上、ワクチンの特徴を十分に理解

し、平時から継続的にワクチンを使用することが望ましい。

発症した哺乳豚については、死亡率を低下させるため、発症豚を保温し、自由飲水させ、必要であれば電解質の投与により脱水症状を緩和させる。また、授乳中の繁殖母豚が発症し、泌乳停止や乳量減少が見られた場合は代用乳等により不足した栄養分を補う。

(3) 農場間の伝播防止対策

① 農場における対策

豚の移動による本病の病原体の拡散を防止するため、家畜の所有者は出荷前には出荷豚の臨床症状をよく観察し、3(1)に示す症状等の異状がみられる際は、当該豚の出荷を停止し、非発生農場においては速やかに管轄の家畜保健衛生所に通報する。

本病を疑う症状がみられない豚であってもウイルスを排せつする可能性があることから、発生農場から豚を出荷する際には、後述の(4)に示す留意事項に従う。家畜運送車両は、可能な限り複数の養豚農場に立ち入らないようにする。やむを得ず複数農場に立ち入る場合であっても、原則、発生農場から非発生農場へ立ち入らず、後述の5に示すルールで入手した情報に基づき、最後に発生農場に立ち入るなど、交差汚染防止を考慮して、立ち入り農場の順番を設定し、運転手の手指・靴底及び車両の消毒を徹底する。

本病のウイルスは感染豚の糞便中に大量に排せつされているため、家畜の所有者は、本病の病原体を拡散させないための処理が必要であることに留意し、以下のア及びイの排せつ物処理対策を実施する。

ア 固形分の処理については、発酵により完熟させることで糞便中の病原体は失活すると考えられることから、その処理に当たっては、適切な発酵温度及び時間(60℃、30分以上)が確保されるよう留意するとともに、可能な限り新たに排せつされ発生する糞便との交差を避ける。

イ 液体分の処理については、通常の曝気、塩素消毒処理等ではウイルスは短期間では失活しない可能性があるため、可能な限り浄化後の上清等を農場内で使用しないようにするとともに、液肥化処理後の農地還元にあたっては、病原体散逸防止の対策について管轄の家畜保健衛生所に相談し、運送経路、他の養豚農場の立地、気象状況等にも十分留意した上で実施する。相談を受けた家畜保健衛生所は、液肥の散布について、養豚農場までの距離や気象状況、運搬方法等を考慮して病原体散逸防止の指導をする。

② 畜産関係施設における対策(と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場での対応)

本病が流行している米国において、これまで実施された疫学調査の結果、農場間伝播の主な要因の一つとして、家畜集合施設や出荷場所に立ち入った豚の運送車両を介した汚染が指摘されている。また、我が国においても、家畜運送車両や畜産関

係施設の出入口で採取した材料から本病ウイルスの遺伝子が検出されている。このことに留意し、畜産関係施設は、本病の拡散原因とならないよう、施設敷地内の洗浄・消毒をこまめに実施するとともに、車両、作業者等の施設敷地内での動線の工夫により交差汚染を防止し、入退場時に車両、靴底、手指、運転席の足下マット等の洗浄・消毒を確実に実施できるようにする。また、受入時に死亡した豚は速やかに適正処理を行う。

農場及び畜産関係施設に出入りする関係者は、複数の畜産関係車両が出入りする家畜市場、と畜場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係施設への入退場時の洗浄及び消毒を徹底する。特に、と畜場出荷後の家畜運送車両は、車両全体を洗浄及び消毒し、中でも荷台については出荷豚を下ろす際に他農場由来の豚糞便に汚染される可能性があることから、確実に洗浄及び消毒を実施した上で退場する。家畜防疫員は、実効性のある防疫措置を講じられるよう衛生部局等の関係者と協力し、定期的に畜産関係施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な対応を講じる。

また、県は、発生農場からの出荷を受け入れると畜場に対して、洗浄及び消毒の徹底、敷料の区分管理、非発生農場との搬入方法の調整等、交差汚染リスクを最小化する措置について指導し、実効性のある感染拡大防止対策が講じられるよう、施設関係者と協力し、具体的な消毒の手順、消毒薬の選択、使用方法等を示し、説明や指導を繰り返し行うなど、きめ細かい対応を行う。

③ 農場訪問者における対策（農場訪問時の対応）

家畜保健衛生所は、農場に対して、必要のない者を飼養衛生管理区域に立ち入らせないように指導するとともに、立入業者、獣医師等に対し、農場訪問時に農場専用の衣服への更衣、長靴の履き替えに加え、前掛け、手袋、使用資機材等の交換又は消毒を励行するようホームページ、関係機関、研修会等を通じて指導する。家畜の所有者は、必要のない者を飼養衛生管理区域に立ち入らせないようにする。また、車両を使用する立入業者に対し、農場訪問時にタイヤ回り（タイヤの溝を含む）、タイヤハウス、運転席（マット、ペダル等）、荷台等を含む車両全体、手指及び靴底を念入りに消毒するよう指導し、具体的な消毒の手順、消毒薬の選択、使用方法等を示すなど、きめ細かい対応を行う。車両は、洗浄・消毒を行わないまま複数の養豚農場に立ち入らないようにする。やむを得ず複数農場に立ち入る場合は、後述の5に示すルールで入手した情報に基づき、発生農場に最後に立ち入るなど、交差汚染防止を考慮して、立ち入り農場の順番を設定し、運転席、荷台等を含む車両全体及び運転手の手指・靴底の消毒を徹底するよう指導する。

農場訪問者は、訪問する移動過程で、後述の5に示すルールの下で入手した情報に基づき、可能な限り発生農場に隣接する道路等汚染を受けるリスクの高い場所を避ける。訪問の際に使用する車両については前述の車両に関する措置を徹底する。

④ 地域における対策

本病は発生農場における防疫対策のみならず、地域的な防疫対策を講じることが

効果的な感染拡大防止につながる。このため、県は、自衛防疫団体等の関係機関と協力し、発生状況、養豚農場や畜産関係施設の所在、畜産関係車両の通行状況等を考慮し、必要に応じて当該地域内の公道等に消毒ポイントを設置し、感染拡大防止に努める。特に、養豚密集地域においては、地域一体となった消毒や継続的なワクチネーションを行うなど、地域全体でウイルス濃度を低減する取組が感染拡大防止対策として効果的であり、県は、地域の自衛防疫団体等と協力し、これらの対策を講じる。

⑤ 精液の取扱い

本病の発生農場において採取された精液から、本病ウイルスの遺伝子断片が検出された事例があったものの、現時点において、精液による本病の感染リスクに関する科学的知見は得られておらず、当該事例が採精時等におけるコンタミネーションによるものか、精液中にウイルスが直接移行したことにより生じたものかについては、今後、検証を行う必要がある。このため、現段階では、県は、念のための予防措置として、以下により家畜人工授精用精液の供給側での対応が適切に行われるよう家畜の所有者及び畜産関係者に対して指導するとともに、利用側に対しても、購入した精液の外装や容器の消毒を徹底するよう指導する。

ア 本病非発生農場における措置

(ア) 家畜人工授精用精液の採精用種豚の確認事項

家畜人工授精用精液を採取し他農場へ販売・供給する農場（以下「採精農場」という。）においては、採精用の種豚が下痢や嘔吐といった本病を疑う臨床症状を呈していないこと及び本病を疑う症状を呈した豚と接触していないことについて確認・記録し、採精前14日以内にこのような事実が記録により確認できる場合のみ採精を行う。

(イ) 家畜人工授精用精液の採精時の留意事項

精液の採取に用いる器具・機材等は清潔なものを適切に使用し、原則個体ごとに交換する。個体ごとの交換が困難なもの（ぎひんたい擬牝台等）については洗浄・消毒により衛生管理を実施する。

採精時に、糞便による汚染を防止するよう、体表や床等に採精用器具・機材等が触れないようにする。

(ウ) 家畜人工授精用精液の処理・保管時の留意事項

精液の処理・保管に用いる器具・機材等は清潔なものを適切に使用するとともに、糞便等により汚染されることのないよう衛生的に処理・保管する。

(エ) 家畜人工授精用精液の販売・供給時の情報提供

採精農場は、家畜人工授精用精液の販売・供給先に（ア）の確認事項について情報提供を行う。

イ 本病の発生が確認された採精農場における措置

上記アの事項に加え、家畜人工授精用精液を販売・供給するに当たり、臨床症状が見られないことを確認した上で、当該家畜人工授精用精液の採取を行う種豚について、個体ごとに糞便又は精液を用いたPCR検査を行い、いずれかにより陰

性であることを確認する。

なお、個体ごとに少なくとも1回はPCR検査で陰性であることを確認し、さらに検査後4週間（28日間）以上にわたり、農場内の全ての家畜人工授精用精液の採精用種豚において本病を疑う臨床症状が認められない場合、上記アの本病非発生の農場と同様の取扱いとすることができる。

（４）発生農場からの出荷時の留意事項

本病の発生農場から豚を出荷するに当たり、伝播リスクを低減するため、関係者は出荷先ごとに以下の事項に留意する。なお、いずれの出荷先に出荷する場合であっても、後述の5に示すルールの下で共有された情報に基づき可能な限り他の養豚農場への接近を避けるなど出荷ルートに配慮するとともに、症状を示していない豚でもウイルスを保有している場合があるため、豚体の洗浄・消毒、出荷時に使用する家畜運送車両の各施設への入退場時の消毒等の他農場との交差汚染防止対策を徹底する。過去に本病が発生した農場から種豚、繁殖候補豚、子豚等を導入する場合は、（１）①の導入に際しての対策を徹底する。

① と畜場へのお荷の場合

発生農場からと畜場に豚のお荷を行う場合、家畜の所有者は、事前に農場を管轄している家畜保健衛生所にお荷日、お荷先、お荷頭数、お荷者名、運搬者名等を記載したお荷計画書（様式第1号）を4の（5）の非発生農場へ復帰するまで提出する。なお、お荷先が他県の場合、発生農場を所管する家畜保健衛生所は畜産振興課あてお荷計画書を提出し、畜産振興課からと畜場が所在する県の畜産主務課へお荷計画書の写しを提出する。

家畜防疫員は、お荷予定豚全頭の健康状態を事前に観察する。この観察において、下痢、嘔吐、食欲不振等の症状が確認された場合には、家畜防疫員は、家畜の所有者に対し当該豚のお荷を自粛するよう指導する。なお、家畜防疫員がお荷豚を収容する豚舎内において、症状がなくなったことを確認し、家畜の所有者に健康状態の観察方法やお荷計画書の提出に関する指導を行っている場合にあっては、家畜の所有者がその健康観察を行うとともに、お荷の適否について、判断を行うことができる。

② 繁殖農場から肥育農場又は一貫農場へのお荷の場合

発生農場から肥育農場又は一貫農場に肥育素豚のお荷を行う場合、家畜の所有者はお荷予定豚全頭の健康状態を確認し、下痢、嘔吐、食欲不振等の症状が見られる場合は当該豚のお荷を自粛する。

当該農場から豚を受け入れる農場は（１）①の導入に際しての対策を徹底する。

③ 繁殖農場から子豚市場へのお荷の場合

発生農場から子豚市場に肥育素豚のお荷を行う場合、家畜の所有者はお荷予定豚全頭の健康状態を確認し、下痢、嘔吐、食欲不振等の症状が見られる場合は当該豚

の出荷を自粛する。

また、出荷予定豚全頭の PCR 検査を行い、陰性が確認された個体を出荷する。

④ 種豚、繁殖候補豚の出荷の場合

発生農場から他農場又は種豚市場に種豚及び繁殖候補豚の出荷を行う場合、家畜の所有者は出荷予定豚全頭の健康状態を確認し、下痢、嘔吐、食欲不振等の症状が見られる場合は当該豚の出荷を自粛する。

また、出荷予定豚全頭の PCR 検査を行い、陰性が確認された個体を出荷する。

(5) 非発生農場への復帰の考え方

発生農場は、農場全体で3の(1)の①～③の症状がみられなくなったことを、家畜防疫員が臨床検査により判断した時点から8週間(56日間)経過したのち、再度家畜防疫員が農場全体の飼養豚の臨床検査により3の(1)の①～③の症状がみられないと判断した場合は、非発生農場と同様の扱いとすることができる。また、家畜保健衛生所はその旨を様式第2-1号の臨床検査結果を発生農場へ通知するものとする。

ただし、種豚供給農場及び農場全体で症状が見られなくなってから4週間(28日間)が経過した農場であって非発生農場への復帰を希望する農場は、以下の要領でPCR検査を実施し、全て陰性の場合には非発生農場と同様の扱いとすることができる。また、家畜保健衛生所はその旨を様式第2-2号の遺伝子検査結果を発生農場へ通知するものとする。

全ての豚舎から次の頭数区分に従った豚舎内の頭数を無作為抽出して検査を行う。
(陽性率が少なくとも5%の群で信頼度95%の確率で陽性豚を摘発できる頭数)

50頭未満の豚群：35頭(35頭に満たない場合は全頭)

50頭以上99頭までの豚群：45頭

100頭以上200頭までの豚群：51頭

201頭以上999頭までの豚群：58頭

1000頭以上の豚群：59頭

※ 豚群：同一の衛生管理区域内で飼われている豚

5. 発生農場情報の共有

(1) 発生農場情報の提供の基本方針

本病のまん延防止のためには、発生に関する情報を関係者間で共有する必要がある。そのため予め各農場に情報提供について周知するとともに、発生時にも発生農場に対し、提供する情報等について連絡をした上で、情報提供を行う。

(2) 県による情報の提供

県内で本病の発生が確認された場合には、プレスリリース等の方法により、発生の事実、発生地域(市町村、県北、県央等)、発生農場の経営形態等を公表する。(様式

第3号)

加えて、原則として、次の畜産関係者に対して発生農場の農場名及び住所を情報提供する。なお、県外に②、③又は⑥の畜産関係者等が存在する場合には、当該関係者等が所在する都道府県を介して情報提供することができる。(様式第4号)

- ① 本病の発生農場を担当する家畜保健衛生所の管内に所在する養豚農場
- ② 本病の発生農場が出荷等を行うと畜場、化製場、死亡獣畜取扱場、家畜市場、共同糞尿処理場及び養豚農場
- ③ 本病の発生農場に出入りする獣医師、飼料運送業者(飼料メーカーを含む)、死亡獣畜収集運送業者、動物用医薬品販売業者、機材メーカー、家畜人工授精師、家畜商(家畜運送集荷業者)、農場指導員、養豚農場及び種豚業者
- ④ 県内の市町村の畜産担当の責任者
- ⑤ 本病の発生農場と疫学的な関連(発生農場からの豚、糞尿の出荷等)のある養豚農場、と畜場、化製場、死亡獣畜取扱場、家畜市場及び共同糞尿処理場が所在する都道府県の畜産主務課
- ⑥ その他県が必要と認める者

また、他の県に隣接する市町村で発生があった場合には、隣接する県に対しても発生農場情報を提供する。

なお、県は、本病が発生した場合に情報提供を円滑に行うため、事前に情報提供先のリストを準備する。

さらに、県は、4(5)に基づき非発生農場に復帰した場合には、適宜、その旨を上記の畜産関係者に対して情報提供する。(様式第5号)

(3) 発生農場による情報の提供

家畜保健衛生所は、発生農場に対して、本病が発生した旨を、当該農場の衛生管理区域に出入りする立入業者(ガス業者、建設業者等)に情報提供するよう指導を行う。

なお、(2)の②、③又は⑥の畜産関係者等に対する情報提供について、迅速かつ的確に行う必要がある場合には、家畜保健衛生所は、発生農場に対して、当該発生農場が所属する団体等を通じるなどにより、発生農場情報を提供するよう、指導する。この場合、家畜保健衛生所は、情報の提供状況を把握するため、発生農場に情報の提供状況について確認する。

(4) 提供された情報の取扱い

県は、(2)により発生農場情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける畜産関係者等に対し、当該情報の提供が、本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、提供を受けた情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散する恐れがあるため、提供を受けた情報をインターネットに掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

また、県は、(2)に基づき非発生農場に復帰した旨の情報を提供する際、発生時に提供した発生農場情報については破棄を徹底するよう指導する。

6. 特別防疫対策地域の指定

(1) 特別防疫対策地域

本病については、農場単独の取組だけで有効な防疫効果を得ることは容易でなく、本病の侵入・拡大リスクが高まった際には、地域が一体となり、より高いレベルでの防疫対応を講じることが重要である。このため、県は、早期発見や消毒等の地域全体の防疫対応を強化するため、本病の侵入・拡大リスクが高まった地域を、必要に応じ、「特別防疫対策地域」に指定することができるものとする。

(2) 地域の指定

畜産振興課は、次の基準のいずれかに該当することが確認された場合であって、本病の発生予防・感染拡大防止を図るため、県内の本病発生地域や本病の侵入リスクが高い地域の防疫措置の強化を行う必要があると判断する場合には、当該地域の一部又は全部を「特別防疫対策地域」として指定し、その旨公表する。

なお、指定に当たっては、その必要性等について、事前に当該地域の自衛防疫団体や生産者団体等の意見を聴いた上で、農林水産省消費・安全局動物衛生課と協議を行う。

- ① 県内で概ね1週間以内の間に2戸以上の農場で発生が確認された場合
- ② 県内での発生が1戸であっても、養豚農場の多い地域での発生であるなど、周辺農場への拡散が危惧される場合
- ③ 隣接する同一県で概ね1週間以内の間に2戸以上の農場で発生が確認された場合
- ④ 豚や豚の排せつ物等の移動の実態から、と畜場、化製場、共同たい肥場等の畜産関係施設を介した交差汚染により県内での本病のまん延が危惧される場合

(3) 地域内で実施する防疫措置

特別防疫対策地域において、県は次の防疫措置を実施し、その実施状況を動物衛生課に報告する。

- ① 当該地域内の全ての非発生農場を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、健康観察の結果判断された3の(1)の①から③までの異状の有無を家畜保健衛生所に報告させ(様式6-1)、週に一度、哺乳豚の全死亡頭数を報告するよう指導する(様式6-2)。また、同条の規定に基づき、特別防疫対策地域指定時に、防疫措置の実施状況(消毒の実施状況、繁殖母豚へのワクチン接種の状況、過去の立入検査時の指摘事項の改善状況等)を報告するよう求める(様式6-3)。
- ② 当該地域内の豚飼養農場及びと畜場等の出入口並びに豚飼養農場敷地内の豚舎周囲における緊急消毒を実施するとともに、必要に応じ、当該地域内の公道等に消毒ポイントを設置する。
- ③ 当該地域内の豚飼養農場及び畜産関係者を対象に、本病に関する防疫研修会を開催し、又は、電話、FAX、電子メール等の方法により、上記4の内容を含めた講じるべき措置について周知する。

- ④ 当該地域内の全豚飼養農場に対し、①の報告結果を踏まえ、必要に応じ、飼養衛生管理状況等の改善指導を行う。なお、過去の立入検査の際に不備が認められ、改善指導中の農場については原則として立ち入り、指摘事項を中心に改善の状況を確認する。その場合には、病原体の封じ込め及び拡散防止対策に万全を期すようにする。

(4) 地域指定の解除

畜産振興課は、動物衛生課と協議の上、本病の発生状況や侵入・拡大リスクの変化に応じて、適宜、特別防疫対策地域の範囲を見直し、又は、当該地域の指定を解除する。

7. ワクチン～子豚損耗防止のためのワクチネーション～

農場における本病の対策は、衛生的な飼養管理や消毒によってウイルスの侵入を防ぐとともに、ワクチン接種を励行してウイルスが侵入した場合における被害を低減（子豚の損耗防止）することが基本となる。

(1) ワクチンの特徴

国内で市販されているワクチンは、妊娠中の繁殖母豚に2回接種してその血中に抗体を産生させ、分娩後、多量の抗体を含んだ乳汁（特に、常乳）を哺乳豚が十分に飲むことにより、哺乳豚の口から侵入したウイルスが腸管内で中和され、発症を阻止又は軽減させる。この防御機序から、ワクチンを接種した繁殖母豚に対する感染防止効果は期待できず、また、子豚や肥育豚にワクチンを接種しても効果は得られない。ワクチンの効果を十分に発揮させるためには、良好な畜舎環境の維持、ウイルスの侵入防止及びウイルス量の低減措置が重要となる。

(2) 家畜の所有者・畜産関係者による対策

家畜の所有者は、ワクチンの特徴を十分に理解し、次の点に留意して使用することが重要である。

① 用法・用量に従った使用

家畜の所有者は、管理獣医師等の指導に従い、妊娠中の繁殖母豚に対して適切な時期に2回の接種を行うなど、用法及び用量を厳守して使用する。

② 繁殖母豚の健康管理

ワクチンが効果を発揮するには、哺乳豚がワクチン接種を受けた繁殖母豚から常に哺乳できる環境を整えなければならない。このため、分娩舎を衛生的な状態に保つことや繁殖母豚のストレスを低減させる管理を行うなど、繁殖母豚の健康管理に努める必要がある。

また、分娩後は、繁殖母豚が十分に乳を出しているか、全ての哺乳豚が十分に乳を飲んでいるかを確認する。

③ 衛生的な飼養環境

子豚をウイルスに極力曝露させない対策が必要となる。特に、分娩舎では、日頃から清掃や消毒を徹底するとともに、排せつ物をこまめに適切に処理し、衛生的な

飼養環境を維持する。あわせて、日々の飼養豚の健康観察を丁寧に行い、本病の早期発見に努めることも重要である。

④ ワクチンの継続的使用

ワクチンの活用により、本病の発生被害の低減が期待できることから、平時から継続的にワクチンを使用することが望ましい。ただし、ワクチンは豚舎消毒等の日常的な飼養衛生管理と併せて使用することが推奨され、ワクチンのみに依存した本病による損耗の防止は困難であることに留意する。一度本病が発生した農場においては、農場内全体で症状がみられなくなった後でも農場内にウイルスが残存するおそれがあることから、妊娠母豚へのワクチン接種を継続し（ブースター効果が期待される）、再発生のリスクを低減させることが効果的である。

(3) ワクチン製造販売業者・獣医師・ワクチン販売業者の役割

ワクチン製造販売業者（メーカー）は、本病ワクチンの性質、作用機序、使用方法及び期待される効果に関する適切な情報を獣医師及びワクチン販売業者に提供する。あわせて、ワクチンの効果を十分に発揮させるためには、良好な畜舎環境の維持、ウイルスの侵入防止及びウイルス量の低減措置が重要であり、そのためには日頃からの飼養衛生管理の徹底が前提となることについて周知する。

獣医師又はワクチン販売業者は、ワクチンメーカーから提供された情報を参考にして、ワクチンの特徴を十分に理解し、家畜の所有者が適切に使用するために必要な指導を行う。

- ① 獣医師は、家畜の所有者にワクチンの使用を指示する場合には、ワクチンの性質、作用機序、効果的な使用方法及び期待される効果を丁寧に説明し、用法及び用量の遵守を指導する。

ワクチン販売業者は、獣医師からの指示を受けた家畜の所有者にワクチンを販売する場合には、用法・用量及び獣医師からの指示を守って適切に使用するよう指導する。

- ② あわせて、ワクチンの効果を十分に引き出すため、衛生的な飼養環境を維持し、農場へのウイルスの侵入防止が重要であることについて周知する。

家畜保健衛生所は家畜の所有者・畜産関係者に対して、7（2）が適切に実施されるよう指導する。

8. 馴致

海外においては、発症豚の糞便や腸内容物を妊娠母豚に投与して免疫を付与する方法が紹介されており、我が国においても、馴致（以下、本法）を用いて豚群の損耗を比較的早期に低減させることができたとされる事例も報告されている。これらの事例等から、馴致により野外ウイルスに強制的に感染させることで、短期間に豚群内で本病に対する免疫を獲得させることができる可能性やワクチンを併用することでブースター効果により高い水準の母豚免疫が得られる可能性も否定できない。

しかしながら、本法は、人為的にウイルス量を急激に増大させる手法であり、他農場への本病のまん延を引き起こしたり、他の疾病を拡大させたりするなどのリスクを生じ

させる。また、過去の本病の流行においても獣医師の指導がなく、無秩序な馴致が感染拡大の原因の一つになったとも言われている。さらに、現在、その手法については確立されたものではなく、安定的な効果を得ることが非常に困難である。

このため、本法は、本病の防疫対策としては原則的には推奨されるものではなく、家畜の所有者は、本法の実施については、上述したようなリスクがあるため他農場への感染拡大の要因となり得ることを十分に認識する必要がある。特に、防疫上の効果、感染拡大のリスク等の観点から、個々の農場による独自の判断で実施することは適切ではないため、獣医師の管理や行政機関の関与なしに本法を実施することは厳に控える必要がある。

したがって家畜保健衛生所は、これらに加え、流産、発育不良等を引き起こす可能性があること、技術的に高度な管理が求められること、必ずしも有効な成果が得られるものでないこと、その手順や効果も含め、引き続き検証が必要な方法であること、風評被害を招きかねないこと等について、家畜の所有者に周知するとともに、獣医師の管理の下、自己の責任において実施するよう家畜の所有者を指導する。

また、家畜の所有者が家畜保健衛生所の指導に従わず、当該手法を実施した場合は、飼養衛生管理基準の違反に該当し、その後の改善に係る法第12条の5に基づく指導の対象となることも併せて周知すること。

【馴致に関する条件等】

次の①及び②のいずれかに該当する農場にあっては本法を決して行わないこと。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 本病が発生していない農場② 本法に監視専門的な知識を有する管理獣医師の管理指導がない農場 |
|---|

また、やむを得ず本法を実施する場合、農場は次の①から⑤のすべての条件を厳守すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 管轄する家畜保健衛生所に本法の実施時期並びに手順及び指導を行う獣医師の情報を含む実施の届出（様式第7号）を行うこと。② 本法を実施した場合、管轄する家畜保健衛生所に開始後1週間毎に、その経過を報告（様式第8号）すること。③ 本法を実施する際、周辺の養豚農場に本法を実施することについて情報提供すること。④ オーエスキー病、PRRS、サルモネラ症、豚丹毒、豚赤痢等の監視伝染病又は家畜防疫員若しくは獣医師が指定する疾病の浸潤農場においては、それらの病原体を拡散させない措置を行うこと。⑤ その他、管轄する家畜保健衛生所の指導に従うこと。 |
|---|

なお、家畜防疫員は、本法を実施する場合において、継続的に本病のワクチン接種を実施し、免疫を維持するなど、農場内のウイルス量を減少させる取組を行う必要性を認識するよう農場に指導すること。

臨床検査結果

平成 年 月 日

(氏 名) 殿

〇〇家畜保健衛生所長

貴農場内全体で豚流行性下痢の症状が見られなくなり、8週間（56日間）経過したことを家畜防疫員が臨床検査により判断したので通知します。

これにより貴農場は非発生農場と同様の扱いとすることができます。

遺 伝 子 検 査 結 果

平成 年 月 日

(氏 名) 殿

〇〇家畜保健衛生所長

貴農場内全体で豚流行性下痢の症状が見られなくなり、4週間（28日間）経過し、PCR検査でも全て陰性が確認されたので通知します。

これにより貴農場は非発生農場と同様の扱いとすることができます。

プレスリリース

豚流行性下痢（PED）（疑う事例・確定）について

平成 年 月 日
大分県農林水産部

平成 年 月 日（ ）、県内の養豚農場において、県内〇〇例目の豚流行性下痢（PED）（疑う事例・確定）が確認されましたのでお知らせします。

1. 農場の概要

農場所在地：大分県〇〇〇〇 ※詳細な住所は記載しない
飼養頭数：〇〇〇〇頭（飼養形態）
症 状：

2. 経過等

〇〇月〇〇日（〇）
（1）〇〇時〇〇分：
（2）〇〇時〇〇分：
（3）〇〇時〇〇分：

3. 農場の防疫措置

（1）
（2）

4. その他

【報道機関へのお願い】

農場等での取材により、ウイルスが飛散し、本病のまん延を引き起こす可能性があることから、養豚農場及び畜産関係施設等への立ち入りはご遠慮下さい。

問い合わせ先
大分県農林水産部畜産振興課
T E L : 097-506-3678
担 当 : 〇〇、〇〇

畜産関係者あて提供資料

豚流行性下痢（PED）発生農場情報

平成 年 月 日
大分県農林水産部

平成 年 月 日（ ）、県内の養豚農場において、県内〇〇例目の豚流行性下痢（PED）（疑う事例・確定）が確認されましたので、豚流行性下痢防疫マニュアル5の（2）の県による情報提供の規定によりお知らせします。

1. 農場の概要

農場名：

農場所在地：大分県〇〇市〇〇町

【お願い】

当該情報は PED のまん延防止を目的として提供しており、個人情報に当たりますので、細心の取り扱いをお願いします。

問い合わせ先
大分県農林水産部畜産振興課
TEL：097-506-3678
担当：〇〇、〇〇

畜産関係者あて提供資料

〇〇農場の非発生農場への復帰について

平成 年 月 日
大分県農林水産部

平成 年 月 日（ ）、県内〇〇例目の豚流行性下痢（PED）が確認されました〇〇農場は平成 年 月 日（ ）をもって非発生農場へ復帰しましたことをお知らせします。

つきましては発生時に情報提供した当該農場の発生農場情報については破棄するようお願いします。

問い合わせ先
大分県農林水産部畜産振興課
T E L : 097-506-3678
担 当 : 〇〇、〇〇

豚流行性下痢（PED）に関する異状の有無の報告書

平成 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

住所：

氏名：

1. 異状の有無について
（該当箇所にし点を記入）

- 複数（周辺農場で本病が発生している場合には1頭）の繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、半数以上が水様性下痢、嘔吐又は死亡を呈している
- 同一繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、1頭以上が水様性下痢若しくは嘔吐を呈し又は死亡し、半日以内に同一腹の哺乳豚又は他の繁殖母豚が分娩した哺乳豚に同一症状が拡大している
- 同一飼養区画内で複数の繁殖豚又は肥育豚（離乳豚も含む）が、食欲不振、下痢（軟便から水様性）又は嘔吐を呈している

様式第6-2号

豚流行性下痢（PED）に関する哺乳豚の死亡状況報告書

平成 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

住所：

氏名：

1. 哺乳豚の死亡頭数

	△豚舎	△豚舎	△豚舎	△豚舎	△豚舎	△豚舎
〇〇月〇〇日						
〇〇月〇〇日						
〇〇月〇〇日						
〇〇月〇〇日						
〇〇月〇〇日						
〇〇月〇〇日						
〇〇月〇〇日						

様式第6-3号

豚流行性下痢（PED）に関する防疫措置の実施状況

平成 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

住所：

氏名：

1. 防疫措置の実施状況

①消毒の実施状況

②繁殖母豚へのワクチン接種

③その他

豚流行性下痢（PED）に関する馴致計画書

平成 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

農場住所：
農場主氏名： ㊟

指導獣医師住所：
指導獣医師氏名： ㊟

豚流行性下痢（PED）による損耗防止のため、下記のとおり馴致を実施するので計画書を提出します。

記

1. 開始時期：平成 年 月 日 から
2. 馴致方法：
3. その他：

※ 馴致計画については、本法のリスク等を認識した上、自己の責任において実施するものであり、下記の事項を遵守します。（し点記入）

- 馴致を実施した場合、管轄する家畜保健衛生所に開始後一週間毎に、経過を報告します。（様式第8号）
- 馴致を実施する際、周辺の養豚農場に実施することについて情報提供します。
- オーエスキー病、PRRS、サルモネラ症、豚丹毒、豚赤痢等の監視伝染病、又は家畜防疫員若しくは獣医師が指定する疾病の浸潤農場においては、それらの病原体を拡散させない措置を行います。
- その他、管轄する家畜保健衛生所の指導に従います。

以上

豚流行性下痢（PED）に関する馴致経過報告書

平成 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

住所：

氏名：



下記のとおり馴致経過状況を報告いたします。

記

1. 臨床症状

〇〇農場 第〇〇豚舎

	母豚		肥育豚		子豚		哺乳豚	
	嘔吐 下痢	死亡	嘔吐 下痢	死亡	嘔吐 下痢	死亡	嘔吐 下痢	死亡
〇〇月〇〇日								
〇〇月〇〇日								
〇〇月〇〇日								
〇〇月〇〇日								
〇〇月〇〇日								
〇〇月〇〇日								
〇〇月〇〇日								

2. その他特記事項